

件名	愛媛県木材の供給及び利用の促進に関する条例の一部を改正する条例
主管課	林業政策課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>本条例の第2条において、木質バイオマスの定義として引用している「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」が改正されたことに伴う条例の改正。</p> <p>○第2条の改正</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10)省略</p> <p>(11) 木質バイオマス <u>公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u>（平成22年法律第36号）<u>第19条</u>に規定する木質バイオマスをいう。</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10)省略</p> <p>(11) 木質バイオマス <u>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u>（平成22年法律第36号）<u>第23条</u>に規定する木質バイオマスをいう。</p> </div>	
施行日	令和3年10月15日
<p>【その他参考事項】</p>	